## 別紙１

災害対策本部の組織及び分担業務

| 部 | 班 | 分担業務 |
|---|---|---|
| 総合政策部<br>（総合政策部長） | 政策推進班<br>（政策推進課長） | １　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>２　各部及び部内各班との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関すること。<br>３　総合政策部内の連絡調整に関すること。<br>４　国・県等関係機関との連絡調整に関すること。<br>５　国際医療福祉大学との連絡調整に関すること。<br>６　自治会との連絡調整に関すること。<br>７　寄附金に関すること。<br>８　危機管理班への協力に関すること。<br>９　災害対策本部長の秘書に関すること。<br>10　災害見舞視察者に関すること。<br>11　その他災害対策本部長の命ずること。 |
| | 情報政策班<br>（情報政策課長） | １　災害時の情報通信ネットワークシステムの運用管理に関すること。<br>２　災害情報の収集及び被害状況報告に関すること。<br>３　災害広報など市民への情報発信に関すること。<br>４　報道機関との連絡に関すること。<br>５　災害現場の写真の収集及び記録に関すること。<br>６　危機管理班への協力に関すること。 |
| | 危機管理班<br>（危機管理課長） | １　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>２　災害対策本部の設置及び運営に関すること。<br>３　災害対策本部長の命令の伝達に関すること。<br>４　災害対策本部内の連絡調整に関すること。<br>５　国・県等関係機関との連絡調整に関すること。<br>６　消防機関及び警察署等防災関係機関との連絡調整に関すること。<br>７　国及び自衛隊への派遣要請に関すること。<br>８　県・他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。<br>９　災害情報の収集及び被害状況報告に関すること。<br>10　避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関すること。<br>11　防災行政無線システムの操作に関すること。<br>12　記録の編集保存に関すること。<br>13　防犯に関すること。<br>14　交通安全の保持に関すること。<br>15　災害対策職員の動員及び調整に関すること。<br>16　災害関係文書、物品の収受、配布及び発送に関すること。<br>17　災害救助法に関すること。<br>18　被災者再建支援に関すること。<br>19　義援金の受入れ又は配分に関すること。<br>20　被災申出証明書の発行に関すること。<br>21　放射性物質汚染対策に関すること。<br>22　災害に関する総合窓口に関すること。<br>23　他の主管に属さないこと。 |

| 部 | 班 | 分担業務 |
| --- | --- | --- |
| 経営管理部<br>（経営管理部長） | 総務班<br>（総務課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　経営管理部内の連絡調整に関すること。<br>3　業務継続計画に関すること。<br>4　災害関係文書、物品の収受、配布及び発送に関すること。<br>5　災害対策職員の動員及び調整に関すること。<br>6　職員の罹災状況の把握に関すること。<br>7　職員の福利厚生に関すること。<br>8　災害時の本庁舎、各別館及び普通財産の管理及び被害状況の報告に関すること。<br>9　車両の配車及び借上げに関すること。<br>10　庁内の電力及び電話に関すること。<br>11　その他災害対策本部長の命ずること。 |
| | 財政班<br>（財政課長） | 1　緊急予算の編成及び資金調達に関すること。<br>2　災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること。<br>3　各班への協力に関すること。 |
| | 税務班<br>（税務課長） | 1　市税の減免その他災害時の税制に関すること。<br>2　市税の納税証明に関すること。<br>3　固定資産の被害調査に関すること。<br>4　大田原県税事務所との連絡調整に関すること。<br>5　罹災証明書の発行に関すること。<br>6　各班への協力に関すること。 |
| | 収税班<br>（収税課長） | 1　被災者に対する介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収猶予に関すること。<br>2　被災者に対する納税相談に関すること。<br>3　避難所開設への協力に関すること。<br>4　各班への協力に関すること。 |

| 部 | 班 | 分担業務 |
| --- | --- | --- |
| 保健福祉部<br>（保健福祉部長） | 健康政策班<br>（健康政策課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　保健福祉部内の連絡調整に関すること。<br>3　大田原地区医師会との連絡調整に関すること。<br>4　県北健康福祉センターとの連絡調整に関すること。<br>5　感染症患者の移送収容の連携及び協力に関すること。<br>6　被災住民及び避難住民の保健指導に関すること。<br>7　医薬品及び衛生材料に関すること。<br>8　避難所開設への協力に関すること。<br>9　医療施設の被害等状況調査及び報告に関すること。<br>10　災害による消毒が必要な床上及び床下浸水家屋の薬剤散布に関すること。<br>11　防疫薬剤の調達に関すること。<br>12　その他災害対策本部長の命ずること。 |
| | 福祉班<br>（福祉課長） | 1　避難行動要支援者に対する支援に関すること。<br>2　ボランティアの受入れ及び活用に関すること。<br>3　社会福祉協議会との連携に関すること。<br>4　義援金品の受入れ及び配分に関すること。<br>5　災害見舞金に関すること。<br>6　被災者に対する生活保護法の適用に関すること。<br>7　障害者福祉施設及び障害児福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること。<br>8　被災心身障害者及び被災心身障害児の保護に関すること。<br>9　避難所の開設及び運営に関すること。<br>10　県北健康福祉センターとの連絡調整に関すること。<br>11　被災者に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律の適用に関すること。<br>12　各班への協力に関すること。 |
| | こども支援班<br>（こども支援課長） | 1　被災児童の保護に関すること。<br>2　被災者に対する児童扶養手当法の適用に関すること。<br>3　各班への協力に関すること。 |
| | 保育班<br>（保育課長） | 1　保育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>2　災害時の保育対策に関すること。<br>3　保育料の減免に関すること。<br>4　各班への協力に関すること。 |
| | 高齢者幸福班<br>（高齢者幸福課長） | 1　避難行動要支援者に対する支援に関すること。<br>2　高齢者福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること。<br>3　被災地における要援護高齢者等の施設受入れに関すること。<br>4　介護保険施設及び居宅介護サービス事業所の被害状況調査及び報告に関すること。<br>5　被災者に対する介護保険料の減免に関すること。<br>6　被災者に対する介護保険利用者負担額減額及び免除に関すること。<br>7　避難所開設への協力に関すること。<br>8　各班への協力に関すること。 |

| 部 | 班 | 分担業務 |
| --- | --- | --- |
| 市民生活部<br>（市民生活部長） | 国保年金班<br>（国保年金課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　市民生活部内の連絡調整に関すること。<br>3　被災者に対する国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免に関すること。<br>4　国民健康保険被保険者等の医療に関すること。<br>5　国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等の取扱い等に関すること。<br>6　大田原年金事務所との連絡調整に関すること。<br>7　被災者に対する国民年金保険料の免除に関すること。<br>8　災害時の国民年金給付事務に関すること。<br>9　その他災害対策本部長の命ずること。 |
| | 市民班<br>（市民課長） | 1　在市外国人への対応に関すること。<br>2　各班への協力に関すること。 |
| | 生活環境班<br>（生活環境課長） | 1　災害時の環境保全に関すること。<br>2　災害時の環境調査・報告及び災害対策に関すること。<br>3　災害廃棄物の置場設置及び処理に関すること。<br>4　災害時における清掃施設の管理に関すること。<br>5　被災地区の災害廃棄物処理に関すること。<br>6　被災地の動物の保護に関すること。<br>7　災害廃棄物に起因する害虫の防除及び災害廃棄物の消毒に関すること。<br>8　防疫薬剤の調達に関すること。<br>9　輸送機関との連絡に関すること。<br>10　輸送の安全確保に関すること。<br>11　被災者等の緊急輸送バス等に関すること。<br>12　遺体の埋火葬処理に関すること。 |

| 部 | | 班 | 分担業務 |
|---|---|---|---|
| 市民生活部 | 湯津上支所<br>（湯津上支所長） | 総合窓口班<br>（総合窓口課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　支所内の連絡調整に関すること。<br>3　災害対策本部との連絡に関すること。<br>4　被害情報の収集に関すること。<br>5　災害時の湯津上支所の管理及び被害状況の報告に関すること。<br>6　消防分団との連絡活動に関すること。<br>7　避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関すること。<br>8　被災住民及び避難住民の保健指導の連絡調整に関すること。<br>9　被災申出証明書（災害用）の発行に関すること。<br>10　防災行政無線システムの操作に関すること。<br>11　他の部との連絡調整に関すること |
| | 黒羽支所<br>（黒羽支所長） | 総合窓口班<br>（総合窓口課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　支所内の連絡調整に関すること。<br>3　災害対策本部との連絡に関すること。<br>4　被害情報の収集に関すること。<br>5　災害時の黒羽支所の管理及び被害状況の報告に関すること。<br>6　消防分団との連絡活動に関すること。<br>7　避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関すること。<br>8　被災住民及び避難住民の保健指導の連絡調整に関すること。<br>9　被災申出証明書（災害用）の発行に関すること。<br>10　防災行政無線システムの操作に関すること。<br>11　他の部との連絡調整に関すること。 |

| 部 | 班 | 分担業務 |
| --- | --- | --- |
| 産業文化部<br>（産業文化部長） | 農政班<br>（農政課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　産業文化部内の連絡調整に関すること。<br>3　那須農業振興事務所等との連絡調整に関すること。<br>4　農業に係る被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>5　家畜、畜産関係の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>6　営農資金に関すること。<br>7　その他災害対策本部長の命ずること。 |
| | 農林整備班<br>（農林整備課長） | 1　那須農業振興事務所及び県北環境森林事務所等との連絡調整に関すること。<br>2　農林業に係る被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>3　民有林の被害調査・報告及び災害対策に関すること。<br>4　各班への協力に関すること。 |
| | 商工観光班<br>（商工観光課長） | 1　商業、観光及び工業関係の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>2　商業、観光、工業諸団体及び労働関係機関との連絡に関すること。<br>3　中小企業者の金融対策に関すること。<br>4　避難所開設への協力に関すること。<br>5　物品の受入及び調達に関すること。<br>6　各班への協力に関すること。 |
| | 文化振興班<br>（文化振興課長） | 1　関係施設及び芸術作品等の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>2　指定文化財等の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>3　避難所開設への協力に関すること。<br>4　各班への協力に関すること。 |

| 部 | 班 | 分担業務 |
| --- | --- | --- |
| 建設部<br>（建設部長） | 道路班<br>（道路課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　建設部内の連絡調整に関すること。<br>3　道路施設等の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>4　道路施設等の障害物の除去に関すること。<br>5　避難路の確保に関すること。<br>6　道路施設等の応急復旧に関すること。<br>7　水防の協力に関すること。<br>8　災害対策に必要な土木業者、災害協定締結事業者等との連携に関すること。<br>9　大田原土木事務所との連絡調整に関すること。<br>10　交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関すること。<br>11　その他災害対策本部長の命ずること。 |
| | 都市計画班<br>（都市計画課長） | 1　公園緑地及び公園施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>2　災害対策における開発行為等の指導に関すること。<br>3　公園緑地における避難所開設への協力に関すること。<br>4　被災宅地危険度判定に関すること。 |
| | 建築住宅班<br>（建築住宅課長） | 1　市営住宅の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>2　市営住宅の応急修理に関すること。<br>3　避難所その他応急仮設建物の建築に関すること<br>4　被災者に対する住宅相談に関すること。<br>5　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 |

| 部 | 班 | 分担業務 |
| --- | --- | --- |
| 水道局<br>（水道局長） | 上下水道班<br>（上下水道課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　水道施設及び下水道施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>3　水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること。<br>4　下水道管渠等の応急復旧に関すること。<br>5　緊急予算の編成に関すること。<br>6　物品及び金銭の出納及び保管に関すること。<br>7　大田原市管工事工業協同組合及び公認排水設備工事業者との連絡調整に関すること。<br>8　下水道管理事務所との連絡調整に関すること。<br>9　災害対策に必要な業者等との連絡調整に関すること。<br>10　水道料金及び下水道使用料等の減免に関すること。<br>11　被災者に対する公共下水道受益者負担金に関すること。<br>12　応急給水に関すること。<br>13　配水管、給水管その他水道施設の応急復旧に関すること。<br>14　中継ポンプ場、終末処理場等の保全並びに応急復旧に関すること。<br>15　その他水道の復旧に関すること。 |

| 部 | 班 | 分担業務 |
| --- | --- | --- |
| 教育委員会事務局<br>（教育部長） | 教育総務班<br>（教育総務課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　教育委員会事務局内の連絡調整に関すること。<br>3　避難所開設への協力に関すること。<br>4　教育関係施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>5　教育関係災害復旧及び応急救助予算の要求に関すること。<br>6　その他災害対策本部長の命ずること。 |
| | 学校教育班<br>（学校教育課長） | 1　児童生徒等の被災状況の把握に関すること。<br>2　学用品の給与に関すること。<br>3　学校教育の再開に関すること。<br>4　被災児童生徒の教育対策に関すること。 |
| | 生涯学習班<br>（生涯学習課長） | 1　社会教育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>2　図書館の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>3　公民館施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>4　避難所開設への協力に関すること。<br>5　各班への協力に関すること。 |
| | スポーツ振興班<br>（スポーツ振興課長） | 1　体育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。<br>2　避難所開設への協力に関すること。<br>3　各班への協力に関すること |

| 部 | 班 | 分担業務 |
| --- | --- | --- |
| 協力部<br>（議会事務局長）<br>（監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長） | 議事班<br>（議事課長） | 1　災害対策本部事務局業務に関すること。<br>2　協力部内の連絡調整に関すること。<br>3　他市町村議会の視察調査に関すること。<br>4　電話、窓口等の対応に関すること。<br>5　記録の編集保存に関すること。<br>6　各班への協力に関すること。<br>7　その他災害対策本部長の命ずること。 |
| | 会計班<br>（会計管理者） | 1　物品の調達に関すること。<br>2　支払等業務に関すること。<br>3　電話、窓口等の対応に関すること。<br>4　記録の編集保存に関すること。<br>5　各班への協力に関すること。 |
| | 監査委員事務局兼選挙管理委員会事務局班<br>（監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長） | 1　電話、窓口等の対応に関すること。<br>2　記録の編集保存に関すること。<br>3　各班への協力に関すること。 |
| | 農業委員会事務局班<br>（農業委員会事務局長） | 1　電話、窓口等の対応に関すること。<br>2　記録の編集保存に関すること。<br>3　各班への協力に関すること |